



令和8年1月
広報萩掲載

頻発しています！ 定期購入トラブル



相談事例

事例1

「初回お試し 900 円」「定期縛りなし」の健康食品をスマホで注文した。
1回だけと思っていたら2回目が届いたので連絡したら、2回目以降は 9,000 円で
4回縛りの定期購入契約になっていた。

事例2

SNS で、定価 1 万円のシミ取りクリームが特別価格約 2,000 円との広告を見て、
“いつでも解約可能な”定期コースと認識して注文した。
初回の商品が肌に合わなかつたので解約しようと連絡したら、
「初回で解約する場合は定価の差額約 8,000 円を支払う必要がある」と言われた。

アドバイス

1回限りの購入ですか？また2回目以降の価格はいくらですか？

「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があります。また「○○コース」「定期」「無期限」などの表示があれば、2回目以降も届きます。

初回価格と、2回目以降の価格は違います。解約の方法はどうなっていますか？

1回限りで、簡単に無料で解約できますか？
返品特約や解約条件は事前に確認しておく必要があります。

重　要

トラブル回避のために、契約条件が書かれている画面と最終確認画面は、スクリーンショット（画像保存）をするなど証拠を残しておきましょう。